



両立支援

西日本高速道路

運輸業

転勤特例・地区限定制度

➤ 転居を伴う異動を一定期間免除し、キャリアプランを描きやすくする

配偶者の転勤 # キャリアプラン

導入理由

西日本管内全域で事業展開していることから、総合職社員は転勤を前提としているが、生活に影響がある転勤は、仕事と家庭を両立していく上での不安要素であるため、一定期間については特例的に勤務地域を限定し、キャリアプランを描きやすくすることによって、社員がいきいきと健康的に活躍することにつなげることを目的として導入。

対象者**【転勤特例】**

以下に該当する社員

- ・ 出産（社員本人または同居する配偶者）
- ・ 育児（3歳に満たない子を養育している社員）
※配偶者が就業中の場合に限る
- ・ 介護（社員の家族を日常的に介護する必要がある社員）

【地区限定】

転勤特例制度（育児または介護）を利用している社員のうち、引き続き転勤特例期間を超えて勤務地限定を希望する社員

内容**【転勤特例】**

以下の対応を実施。給与やその後のキャリア等への影響はない。

- ・ 出産：産後8週間まで、転居を伴う異動を免除
- ・ 育児：子が3歳に達するまで、転居を伴う異動を免除
または希望地から通勤可能な勤務地へ異動
- ・ 介護：最大5年間、転居を伴う異動を免除
または希望地から通勤可能な勤務地へ異動

【地区限定】

最大5年間、社員が希望する3都府県内の勤務地に異動を限定する。期間中は地区限定社員としての給与を適用。その後のキャリア等への影響はない。